

新しい西棟の市民交流施設に係る諸元（案）

1. 複合化する機能

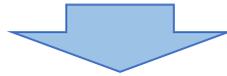
- 市民会館の会議室機能の一部
- 敬老センターの機能
- 中央学習センターの機能
- 現計画で予定されていた『市民利用施設』の機能

《施設に求められる役割》

- I. 全市的な交流拠点としての役割
- II. 中央地区のコミュニティ拠点としての役割
- III. 災害時の避難場所・避難所としての役割
- IV. 共生社会実現のための役割
- V. 庁舎利用者の利便性を高める役割

施設のコンセプト

市民交流の拠点となる多機能型の施設



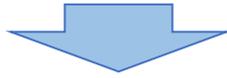
《新しい西棟の市民交流施設に必要な機能》

- ① 会議室機能（調理実習室の機能を含む）
- ② ホール機能（稼働間仕切り等によるフレキシブルな利用も想定）
- ③ 和室機能（部屋の仕様についてはクッションフロア等も含めて今後検討）
- ④ 軽食・カフェ・売店等、施設利用者の利便性向上のための機能
- ⑤ 共生社会実現に向けたスペース
- ⑥ 託児等も想定した子育てに関するスペース
- ⑦ 様々な市民が広く交流できるオープンスペース・市民談話スペース等を含めた共用部分
- ⑧ 市民交流施設の管理・運営等に係る事務室のスペース

2. 施設の規模

- ① 会議室機能【680 m²程度】
- ② ホール機能【385 m²程度】
- ③ 和室機能【80 m²程度】
- ④ 軽食・カフェ・売店等の機能【共生社会実現スペースと合わせて 200 m²程度】
- ⑤ 共生社会実現に向けたスペース【軽食・カフェ・売店等と合わせて 200 m²程度】
- ⑥ 子育てに関するスペース【45 m²程度】
- ⑦ その他 エントランス・市民談話スペース・廊下・トイレ・階段・機械室を含めた共用部分
- ⑧ 事務室【110 m²程度】

※共用部分を除く、部屋としての面積の合計は 1,500 m²程度



共用部分を含めた市民交流施設全体の規模は、西棟の2フロア分
(参考：現計画の1フロア面積は1,600~1,800 m²程度)

※それぞれの機能別の面積については、設計の段階で調整する可能性がある。

3. 各機能の概要

① 会議室機能【680 m²程度】

- 中・小規模の部屋を設置（100~25 m²程度、小規模の部屋の重点的な配置を想定）。
- 調理実習室を設置、会議室として兼用できるような仕様とする。
- 一部の部屋を防音の仕様とし、音楽やダンスなどに利用できる部屋とする。

② ホール機能【385 m²程度】

- 稼働間仕切等の設置により、大~中規模の部屋としても利用できるようにする。
- 可動式のステージを設置できるようにし、利用の自由度を高める。

③ 和室機能【80 m²程度】

- 管理コスト、メンテナンス等を考慮し、クッションフロア等の仕様も検討。
- 稼働間仕切り等の設置により、中~小規模の部屋としても利用できるようにする。
- 茶道等の利用については、同様の機能を持つ近隣他施設で代用。

④ 軽食・カフェ・売店等の機能【共生社会実現スペースと合わせて200 m²程度】

- 施設利用者の利便性向上のための軽食・カフェ・売店等の設置を検討。
- 具体的な形態・運営等については、今後検討。

⑤ 共生社会実現に向けたスペース【軽食・カフェ・売店等と合わせて200 m²程度】

- 障がい者への理解が深まるようなスペースの設置（展示や物販など）。
- 障がいのある人とない人が一緒に利用し、交流できるようなスペースの設置。

⑥ 子育てに関するスペース【45 m²程度】

- 西棟だけでなく東棟を利用（行政手続きなど）する方を対象とした、託児スペースの設置。
- 運営方法や運営主体などの詳細については、今後検討。

⑦ 共用部分

- 廊下や階段、トイレ、機械室、エントランスなど、建物に必要とされる共用部分。
- 様々な市民が広く交流できるオープンスペース・談話スペースを設けることにより、訪問しやすく居心地の良い施設を目指すとともに、中央地区住民のコミュニケーションの場としても活用。
- ④の軽食・カフェ・売店等や、⑤の共生社会実現スペースとの相互利用も含めて検討。

⑧ 事務室【110 m²程度】

- 市民交流施設の運営等については、今後検討。
- 印刷室等についても、当面積に含む。